

第九号の三様式 (平19内府令65・追加、平26内府令49・令元内府令2・一部改正)

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 年 月 日
【計算期間】 第 期 (自 年 月 日 至 年 月 日)
【発行者名】 _____
【代表者の役職氏名】 _____
【本店の所在の場所】 _____
【事務連絡者氏名】 _____
【連絡場所】 _____
【電話番号】 _____
【縦覧に供する場所】 名称 _____
(所在地)

第一部【原資産情報】

第1【抵当権の状況】

1【概況】

- (1)【内国抵当証券に係る法制度の概要】
- (2)【内国抵当証券の基本的性格】
- (3)【内国抵当証券の目的財産の沿革】
- (4)【内国抵当証券の目的財産に関し関係を有する者】

2【貸付債権の概要】

- (1)【金融商品取引業者の貸付に係る事業の概要】
- (2)【貸付債権の内容】
- (3)【貸付債権の回収方法】
- (4)【信用補完】
- (5)【その他】

3【内国抵当証券保有者の権利】

4【貸付債権の弁済状況】

第2【内国抵当証券の目的財産の概況】

1【内国抵当証券の目的財産の概要】

- 2【内国抵当証券の目的財産の利用及び管理状況】
- 3【内国抵当証券の目的財産の評価に関する事項】
- 4【内国抵当証券に表示される抵当権に優先する権利の内容】
- 5【抵当権の実行に係る制約】

第3【リスク情報】

第4【その他】

第二部【特別情報】

第1【発行者の経理状況】

1【貸借対照表】

2【損益計算書】

3【株主資本等変動計算書】

第2【貸付債権に係る債務者の経理の概況】

1【資産及び負債の状況】

2【損益の状況】

第3【参考情報】(2)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。
- b 提出者の発行している特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）がある場合には、この様式第二部中「第2 貸付債権に係る債務者の経理の概況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。
- c この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- d 有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号の三様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。
- e 提出者が、法第24条第14項の規定により、有価証券報告書に記載すべき事項の一部（以下eにおいて「原記載事項」という。）を記載した報告書代替書面を有価証券報告書と併せて提出した場合には、有価証券報告書における原記載事項を記載すべき項目の欄に、当該報告書代替書面に記載された原記載事項の表示箇所を明瞭に記載すること。

(2) 参考情報

当計算期間（第23条に定める期間をいう。）において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、それらの書類名及び提出年月日を記載すること。